



発行 新潟県

号外 2
令和6年3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 31 新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（市町村課）
- 32 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（高齢福祉保健課）
- 33 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（子ども家庭課）
- 34 新潟県起業化支援・交流拠点施設規則を廃止する規則（産業政策課）
- 35 新潟県文化審議会規則（文化課）
- 36 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

公安委員会規則

- 9 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則（警務課）



新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第31号

新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県住民基本台帳法施行細則（平成14年新潟県規則第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示請求 手続)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項 <u>(法第30条の44の12に おいて準用する場合を含む。)</u>の規定による本人確 認情報又は附票本人確認情報の開示の請求（以下 「開示請求」という。）は、別記第1号様式により 行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示 請求に係る本人確認情報若しくは附票本人確認情 報の本人又はその法定代理人であることを証明す るために必要な書類を提出し、又は提示しなけれ ばならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(本人確認情報の開示請求手続)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項の規定による本人確認 情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、 別記第1号様式により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示 請求に係る本人確認情報の本人又はその法定代理 人であることを証明するために必要な書類を提出 し、又は提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示の方 法)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の32第2項 <u>(法第30条の44の12に おいて準用する場合を含む。次項において同じ。)</u> の規定による書面による本人確認情報又は附票本 人確認情報の開示は、印字装置により出力したも のの交付により行うものとする。</p> <p>2 法第30条の32第2項ただし書の規定による書面 以外の方法による開示は、本人確認情報又は附票 本人確認情報が表示された出力装置の画面の閲覧 により行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(本人確認情報の開示の方法)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の32第2項の規定による書面によ る本人確認情報の開示は、印字装置により出力し たものの交付により行うものとする。</p> <p>2 法第30条の32第2項ただし書の規定による書面 以外の方法による開示は、本人確認情報が表示さ れた出力装置の画面の閲覧により行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(本人確認情報及び附票本人確認情報の訂正等の 申出手続)</p> <p><b>第7条</b> 法第30条の35 <u>(法第30条の44の12におい て準用する場合を含む。)</u>の規定による開示に係る本 人確認情報若しくは附票本人確認情報の内容の全 部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂 正等の申出」という。）は、別記第2号様式により 行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p><b>第7条</b> 法第30条の35の規定による開示に係る本人 確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は 削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、 別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>別記 第1号様式（第3条関係）</p>	<p>別記 第1号様式（第3条関係）</p>

本人確認情報（附票本人確認情報）開示請求書  
（略）

住民基本台帳法第30条の32第1項（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり開示を請求します。

開示を請求する情報	1 本人確認情報	2 附票本人確認情報
開示の方法	1 書面の交付	2 画面の閲覧

（略）

注 「開示を請求する情報」及び「開示の方法」欄は希望する番号を、「請求者の区分」欄は該当する番号を○で囲んでください。

（略）

生年月日	（略）
------	-----

（略）

（略）

本人の生年月日	（略）
---------	-----

（略）

（略）

**第2号様式（第7条関係）**

本人確認情報（附票本人確認情報）訂正等申出書  
（略）

住民基本台帳法第30条の35（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり訂正、追加又は削除を申し出ます。

訂正等を求める情報	1 本人確認情報	2 附票本人確認情報
開示を受けた年月日	年 月 日	

（略）

注 「訂正等を求める情報」及び「訂正等を求める内容」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

（略）

本人確認情報開示請求書  
（略）

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。

開示の方法	1 書面の交付	2 画面の閲覧
-------	---------	---------

（略）

注 「開示の方法」欄は希望する番号を、「請求者の区分」欄は該当する番号を○で囲んでください。

（略）

生年月日	（略）	性別	
------	-----	----	--

（略）

（略）

本人の生年月日	（略）	本人の性別	
---------	-----	-------	--

（略）

（略）

**第2号様式（第7条関係）**

本人確認情報訂正等申出書  
（略）

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除を申し出ます。

開示を受けた年月日	年 月 日
-----------	-------

（略）

注 「訂正等を求める内容」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

（略）

第2条 新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（本人確認情報及び附票本人確認情報の開示請求手続）</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第1号様式により行うものとする。</p>	<p>（本人確認情報及び附票本人確認情報の開示請求手続）</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第1号様式により行うものとする。</p>

<p>2～4 (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示の方法)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の32第2項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示は、印字装置により出力したものの交付により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p><b>第7条</b> 法第30条の35(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定による開示に係る本人確認情報若しくは附票本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等の申出」という。)は、別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>別記</b></p> <p><b>第1号様式</b>(第3条関係)</p> <p>本人確認情報(附票本人確認情報)開示請求書(略)</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり開示を請求します。(略)</p> <p><b>第2号様式</b>(第7条関係)</p> <p>本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書(略)</p> <p>住民基本台帳法第30条の35(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり訂正、追加又は削除を申し出ます。(略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示の方法)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の32第2項(法第30条の44の12において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示は、印字装置により出力したものの交付により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p><b>第7条</b> 法第30条の35(法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定による開示に係る本人確認情報若しくは附票本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等の申出」という。)は、別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>別記</b></p> <p><b>第1号様式</b>(第3条関係)</p> <p>本人確認情報(附票本人確認情報)開示請求書(略)</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり開示を請求します。(略)</p> <p><b>第2号様式</b>(第7条関係)</p> <p>本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書(略)</p> <p>住民基本台帳法第30条の35(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり訂正、追加又は削除を申し出ます。(略)</p>
--	--

**附 則**

この規則中第1条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に規定する日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第32号**

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則（平成19年新潟県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前										
<p>（別表17の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者）</p> <p><b>第 3 条</b> 条例別表17の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。</p> <p>（別表17の項第 2 号の一体的に運営しようとする場合）</p> <p><b>第 4 条</b> 条例別表17の項第 2 号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第 2 条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <p>（別表18の項の一体的に運営する者）</p> <p><b>第 5 条</b> 条例別表18の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第 2 条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営する者とする。</p> <p>（別表19の項の規則で定める介護サービス）</p> <p><b>第 6 条</b> 条例別表19の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービスとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">施設サービス</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">介護サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	施設サービス	介護サービス	(略)		<p>（別表19の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者）</p> <p><b>第 3 条</b> 条例別表19の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。</p> <p>（別表19の項第 2 号の一体的に運営しようとする場合）</p> <p><b>第 4 条</b> 条例別表19の項第 2 号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第 2 条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <p>（別表20の項の一体的に運営する者）</p> <p><b>第 5 条</b> 条例別表20の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第 2 条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業を一体的に運営する者とする。</p> <p>（別表21の項の規則で定める介護サービス）</p> <p><b>第 6 条</b> 条例別表21の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービスとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">施設サービス</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">介護サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護療養施設サービス</td> <td style="text-align: center;">短期入所療養介護 介護予防 短期入所療養介護</td> </tr> </table>	施設サービス	介護サービス	(略)		介護療養施設サービス	短期入所療養介護 介護予防 短期入所療養介護
施設サービス	介護サービス										
(略)											
施設サービス	介護サービス										
(略)											
介護療養施設サービス	短期入所療養介護 介護予防 短期入所療養介護										

---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。  
令和 6 年 3 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第33号**

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(新潟県職員職務発明規則の一部改正)

**第 1 条** 新潟県職員職務発明規則 (昭和40年新潟県規則第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(用語の定義) <b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 所属長 新潟県行政組織規則 (昭和35年新潟県規則第 8 号) 第169条第 1 項に規定する課長又は同規則第 4 条に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、 <u>女性相談支援センター</u> 、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。)の長をいう。 (3)・(4) (略)	(用語の定義) <b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 所属長 新潟県行政組織規則 (昭和35年新潟県規則第 8 号) 第169条第 1 項に規定する課長又は同規則第 4 条に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、 <u>女性福祉相談所</u> 、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。)の長をいう。 (3)・(4) (略)

(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

**第 2 条** 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和45年新潟県規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(休業補償を行わない場合) <b>第 7 条の 2</b> 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) (略) (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院又は救護院に送致され、収容されている場合	(休業補償を行わない場合) <b>第 7 条の 2</b> 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) (略) (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは救護院に送致され、収容されている場合又は売春防止法 (昭和31年法律第118号) <u>第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u>

(新潟県公有財産事務取扱規則の一部改正)

**第 3 条** 新潟県公有財産事務取扱規則 (昭和48年新潟県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(用語の意義) <b>第 2 条</b> この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 課長等 部局の所管する財産を直接事務又は事業の用に供する各課 (室その他課に準ずるものを含む。)の長、地域機関 (保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的	(用語の意義) <b>第 2 条</b> この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 課長等 部局の所管する財産を直接事務又は事業の用に供する各課 (室その他課に準ずるものを含む。)の長、地域機関 (保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的

<p>障害者更生相談所、<u>女性相談支援センター</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。)、出先機関及び教育機関(以下「地域機関等」という。)の長(支所、分所、分館、センター、支場等の長を含む。)、各県立学校長(分校主任を含む。)並びに各警察署長をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>障害者更生相談所、<u>女性福祉相談所</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。)、出先機関及び教育機関(以下「地域機関等」という。)の長(支所、分所、分館、センター、支場等の長を含む。)、各県立学校長(分校主任を含む。)並びに各警察署長をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>
--	---

(新潟県宿舍管理規則の一部改正)

**第4条** 新潟県宿舍管理規則(昭和48年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿舍の種類)</p> <p><b>第3条</b> 宿舍を分けて、次の2種類とする。</p> <p>(1) 公舎 議会議長、知事、副知事並びに部局長(これらに相当する職を含む。)、本庁の課長、地域機関の長(保健所長、福祉事務所長、児童相談所長、身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長、<u>女性相談支援センター</u>所長、あかしや寮長、労働相談所長及び農業普及指導センター所長を除く。以下同じ。)、地域振興局の部長及び所長(児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長に限る。以下同じ。)、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長、警察署長並びに別に定める者の居住の用に供する宿舍</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(宿舍の種類)</p> <p><b>第3条</b> 宿舍を分けて、次の2種類とする。</p> <p>(1) 公舎 議会議長、知事、副知事並びに部局長(これらに相当する職を含む。)、本庁の課長、地域機関の長(保健所長、福祉事務所長、児童相談所長、身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長、<u>女性福祉相談所</u>長、あかしや寮長、労働相談所長及び農業普及指導センター所長を除く。以下同じ。)、地域振興局の部長及び所長(児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長に限る。以下同じ。)、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長、警察署長並びに別に定める者の居住の用に供する宿舍</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



新潟県起業化支援・交流拠点施設規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第34号**

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則を廃止する規則

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則（平成15年新潟県規則第42号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

---

新潟県文化審議会規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第35号

新潟県文化審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県文化振興条例(令和6年新潟県条例第29号)第7条第4項の規定に基づき、新潟県文化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

**第2条** 委員は、文化に関して識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

**第4条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、その事項について学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

**第7条** 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、観光文化スポーツ部文化課において行う。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第36号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(204)の5 （略）  <u>(204)の6</u> （略） <u>(204)の7</u> （略） (205)～(493)の3 （略） <u>(493)の4</u> <u>敷地等と道路との関係又は道路内の</u> <u>建築制限の規定の適用を受けない既存建築物の</u> <u>大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手</u> <u>数料</u> <u>(493)の5</u> （略） <u>(493)の6</u> （略） (494)～(569) （略） (570) <u>削除</u> (571) <u>警備業認定の有効期間の更新申請手数料</u>  (572) <u>削除</u> (573)～(582) （略）  <u>(583)</u> （略）	<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(204)の5 （略） <u>(204)の6</u> <u>指定介護療養型医療施設指定更新手</u> <u>数料</u> <u>(204)の7</u> <u>指定介護療養型医療施設指定変更手</u> <u>数料</u> <u>(204)の8</u> （略） <u>(204)の9</u> （略） (205)～(493)の3 （略）  <u>(493)の4</u> （略） <u>(493)の5</u> （略） (494)～(569) （略） (570) <u>警備業認定証再交付申請手数料</u> (571) <u>警備業認定証の有効期間の更新申請手</u> <u>数料</u> (572) <u>警備業認定証書換え申請手数料</u> (573)～(582) （略） <u>(583)</u> <u>自動車運転代行業認定証再交付申請手</u> <u>数料</u> <u>(584)</u> <u>自動車運転代行業認定証書換え申請手</u> <u>数料</u> <u>(584)の2</u> <u>探偵業届出証明書交付手数料</u> <u>(584)の3</u> <u>探偵業届出証明書再交付手数料</u> <u>(585)</u> （略）

**附 則**

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡査部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	75	131	786	223	1,215	450	1,665
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	152	1,641	978	2,828	134	2,962
初任科生				150	150		150
合 計	133	285	2,443	1,353	4,214	587	4,801

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。